

聖母大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、聖母大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

法人は、明治 10(1877)年にマリ・ド・ラ・パシオンによって創設された世界宣教を目指す修道会を設置母体としている。キリスト教（カトリック）の精神に基づき、「愛によりて真理へ」を教育理念として定め、昭和 23(1948)年度に創設された聖母厚生女子学院を前身に、昭和 25(1950)年度に聖母女子短期大学を経て、平成 16(2004)年度に看護学部看護学科の 1 学部 1 学科の 4 年制大学へ改組転換を行った。平成 20(2008)年度には大学院の開設、平成 22(2010)年度に助産学専攻科を設置するなど、看護職員を養成する大学として、独自の特色ある教育基盤の構築・整備に努めている。

教育研究組織は、学部、大学院及び助産学専攻科の基本組織が設けられ、使命・目的を達成する実践教育を実現するなど、時代のすう勢に応えた教育・研究体制が整備されている。

教育課程は、教育理念に基づく「合宿研修黙想会」を教育の一環として導入し、学部では自主的に行動できる看護職者の育成、研究科では看護の高度専門能力を発揮して社会の発展に貢献できる人材を育成する科目群を配置し、特色ある専門職業人の育成に努めている。

教員組織は、キリスト教教育を重視した学内公募推薦の方針のもとに、設置基準を満たす教員数が確保され、教育理念にかなう適切な人材を採用し、選考委員会、選考基準、承認手続きに則り適切に運用されている。教育活動は「学術委員会」が「学生による授業評価」を毎年実施して改善に努めている。

学生の受入れ体制は、カトリック系大学としてのアドミッションポリシーを重視した入試選抜が行われている。学習支援として、学年担当制、チューター制、「学力向上委員会」などを組成し、学生の声を聞くための「Student's Voice」を設置するなど、学生目線での支援体制が整備されている。

職員については、教育研究目的の達成のために必要な事務組織が整備され、規模に応じた職員数を確保し、効率的な組織運営に努めている。

法人及び大学の管理運営体制は、私立学校法をはじめとする関連法令を遵守し、寄附行為、学則などの関連諸規程を整備するとともに、教授会、研究科委員会など、各種関連委

員会が設置され、各種委員会への職員参画など協働した管理運営体制が整備されている。

自己点検・評価については、平成16(2004)年度大学開設時に「自己点検評価委員会」を設置し、「自己点検評価報告書」が隔年で発行され、全学教職員が自己点検・評価の重要性を認識するよう努めている。

大学の財政基盤は、財務の健全性指標である自己資金構成比率、収支係数など主要比率の状況も安定し、必要な財政的基盤を有し、学校法人会計に必要な規程が整備され、会計監査、監事による会計監査も適正に行われ、財務情報はホームページなどで公開している。

キャンパスは、新校舎建設中で、仮設校舎も含め狭いキャンパスではあるが、教育研究に必要な施設、設備が整備されている。なお、学生食堂、売店などの新設計画がなく、学生のアメニティや衛生管理上の課題もあり、今後のキャンパス整備計画の再考に期待したい。

社会連携は、ユニフィケーション活動として「聖母ふれあい保健室」「聖母WAO(WeAreOK)サロン」を大学の主たる実習病院の聖母病院との準講座とし、高齢者や初産婦から好評を得ており、大学資源の地域社会への積極的な貢献・連携のあり方についても、前向きな検討が行われている。

社会的責務として、就業規則など組織倫理に関する諸規程も整備し、学園のハラスメント防止対策に努め、危機管理規程、消防計画に基づく訓練を実施し、全学的な危機管理体制が整備されている。

今般、大学の将来展望を見据え、学校法人上智学院、上智大学との合併に至ったが、60余年の聖母大学の伝統・実績や学部の国際看護コースは、看護系大学には類を見ない海外実習実践プログラムを導入・実践し、養護教諭の教育・実践の発展を目的とした「養護学実践研究センター」の設置など、特色ある教育・研究システムは高く評価でき、継承する上智大学における質的向上に向けた更なる取組みを期待する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学は、キリスト教(カトリック)の精神に基づき、「愛によりて真理へ」を教育理念として定め、その理念を具現化するため、特に、キリスト教をもとにした「心の教育」に力を注ぎ、看護は他者への愛にはじまり、それをもちこたえて原動力として、その人が「生きる意味と力」(真理)を得るのを助けることを目指すことが明確に明示され、学内外に浸透を図っている。

教育面においては、理念や使命・目的を学部必須科目「キリスト教学」や「キリスト教と人間論」における「合宿研修黙想会」や大学院科目「キリスト教と人間論特論」などに効果的に反映している。更に、「宗教教育委員会」を中心にカトリックの典礼である各種の

ミサ及び新入生オリエンテーションなど、カトリック系大学ならではの諸行事を実施することによって、学生への周知徹底に努めている。

教職員に対しても、理事長及び学長による新年、年度ごとの挨拶・講話、採用時など、その節目ごとに理念について啓蒙し、学内への周知に努めている。

学外に対しても、大学の教育理念、教育の特色について、大学案内やホームページの学長、学部長の挨拶・説明文や「自己点検評価報告書」、大学紀要などによって、広く社会に公表されている。

【優れた点】

- ・理念に言及する学部の必須科目「キリスト教と人間論」において「合宿研修黙想会」を毎学年実施するなど、理念教育を積極的に展開していることは、大学独自の取組みとして高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念及び教育理念に沿った看護の学部・大学院及び助産学専攻科が設けられ、それらは時代のすう勢に応えた基本的な教育研究組織を構成し、大学の使命・目的を達成する実践的教育を実現する教育研究体制が整っている。また、養護教諭、看護教育の一層の充実に資する目的で設置された「養護学実践研究センター」は大学の使命・目的に基づく理念のもと組織化され、教員免許状更新講習会の開催や学会活動の支援、大学における養護教諭養成の歴史をたどる活動、現職養護教諭の実践の推進及び研究に対する助言・支援などの企画立案に積極的に貢献している。

大学組織及び運営は組織体制図、運営組織表及び職務分掌表によって明確にされている。「教員間連絡調整体制」を整備することで、学部内の最重要事項の決定に関する連絡体制の組織化を図り、トップダウンとボトムアップの両方から、各部署・各領域間の意思疎通の円滑化の改善が図れている。

教養教育と理念教育との有機的連携のための体制づくりが図られ、人間形成のための教養教育充実への取組みがされている。

【優れた点】

- ・「養護学実践研究センター」の事業は、看護の特性を生かした養護教諭教育に先進的な取組みで、養護教諭教育及び社会における養護実践の発展に寄与し、その活動は評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目標のキーワードである「ヒューマン・ケアリング」「共感的理解」「生涯にわたる自己形成」の教育方法が「合宿研修黙想会」など大学独自の方法で実施され、カリキュラムに反映されている。

教育課程においては、カトリック精神に基づく人間形成を配慮した科目群を配置し、人間理解にアプローチできるよう工夫され、概ね体系的に設定されている。

教育目的の達成状況を点検・評価するために、学生意識調査を実施している。また、大学改革促進等補助金事業による「学部卒業生における就職時の現実ショックの緩和」の一部として、卒業生の看護実践力を見極めるアンケート調査を 2 期生、3 期生に行うなど教育目標達成状況の点検・評価の組織的な取組みがされている。

学部、研究科ともに理念は「愛によりて真理へ」に基づき、学部では自主的に行動することのできる看護職者の育成、研究科では看護の高度専門能力を発揮して看護学及び社会の発展に寄与することのできる人材を育成することとされ、開学当初から一貫した教育理念を通してしている。

【優れた点】

- ・国際看護学コースは、中央アフリカ共和国に診療所を開設している教員が 8 単位（360 時間）の現地実習を行っており、学部教育では類をみないコース設定をしていることは評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

カトリックのミッションスクールとして、具体的視点 5 項目をアドミッションポリシーとし、それを重視した入学者選抜が行われている。

入試は「入試委員会」及び「入試実行委員会」が実施し、過去 5 年間では、推薦入試に多少変動があるものの志願者は増加し、入学者数を確保している。ただし、入学者数が過去 5 年間継続し 2 割増しで定員を超過している。これについては、入学定員が少ないこともその要因であるが、社会人などの募集定員を明確な数値で表現し、入試の透明性を確保するとともに、定員厳守を念頭に、適正な入試選抜を実施する必要がある。

学習支援体制においては、学年担当制、チューター制、「学力向上委員会」などを組成し、適切な運営体制が整備されている。

学生へのサービスについては、目安箱「Student's Voice」を設置し、常時匿名での自由な意見が確保できる環境が整えられている。学生会活動については、運動のできる環境が

制約され、活動が制限されている。しかし、サークル活動へは大学から補助費を出して活動を支援している。

学生の就職では、就職コーナーを設けるなど体制が整備されている。国家試験合格率が前年度に比して低下しているが、「学力向上委員会」の緊急対応策などで卒業後の支援をしている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程の遂行に必要な教員数は確保されており、設置基準を満たしている。また、キリスト教大学としての教員の使命が基準に明確に明記されている。

教員の採用・昇任については、「教員選考委員会」「教育職員選考基準」を定め、「人事教授会」、理事会の承認手続きのもとに実施されている。教員採用に当たっては、定性的な適任者判断などにより、教育理念に適う人材を採用している。

専任教員の持ちコマ数の不均衡、一部の教員への偏りはみられるものの、専門領域・分野の特殊性から講義展開などに支障なく行われている。

FD(Faculty Development)活動については、大学開設時に「学術委員会」をいち早く設置し、学内における教育研究活動について、全般的活動の中心的推進役を担っている。若手教員の教育研究支援体制については学長を中心に研修会・講演会などを実施しており、科学研究費補助金などの獲得に向けた支援体制の整備に努めている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の採用・昇任・異動については、「学校法人聖母学園聖母大学就業規則」に準拠した「学校法人聖母学園聖母大学任免に関する規程」に基づき行われている。採用においてはカトリック系大学として、建学の精神を理解し、教育方針に協力できる人材確保を重視している。昇任・異動は、職務上の必要に応じ事務長の上申に基づき適宜組織的に実施している。

事務組織は法人事務局、総務課、経理課、施設課、教務学生課、図書館で組織する事務部で構成され、事務を遂行している。平成 23(2011)年度の上智学院との法人合併を踏まえ、上智学院の出向職員との人事交流を図り、円滑な組織の移行、運営に努めている。

職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)については、「研修に関する規程」を定め、各種の研修会や講演会などに参加の機会を与えている。

教育研究支援は、事務職員が各種委員会の構成員となるなど、教職員連携のもとに協力体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営体制は、学校教育法及び私立学校法をはじめとする関連法令などを遵守し、寄附行為、学則などの関連諸規程を整備し、適切に運営され、機能している。

理事会、評議員会は、寄附行為に規定する理事、評議員（監事含む）が選任され、各必要事項を審議し、適正に開催され、大学への組織転換や大学教育の改革を推進するため、理事長のリーダーシップのもと、理事、評議員の増員を図り、法人、大学の管理運営体制の強化に努めている。

教学の管理運営体制は、理事である学長のもとに、教授会、研究科委員会、「教員会議」、各種関連委員会が設置され、教授会、研究科委員会は毎月 1 回定例開催し、大学に関わる諸課題に対応する管理運営体制が整備されている。

自己点検・評価については、平成 16(2004)年度大学開設時に「自己点検評価委員会」を設置し、「自己点検評価報告書」が隔年に発行され、改革・改善に努めている。また、全学教職員が自己点検・評価の重要性を認識するよう努力している。

【参考意見】

- ・自己点検評価報告書はホームページ上に掲載し公表することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学は平成 16(2004)年度に 4 年制大学へ改組転換し、平成 20(2008)年には大学院の開設、平成 22(2010)年度には助産専攻科を設置し、更に、平成 17(2005)年に聖母看護学校（通信制）を開校し、社会のニーズを的確に捉えた改革を積極的に行い、収容定員の充足状況も順調に推移している。

また、法人運営の主要財源である学生生徒等納付金収入も聖母看護学校の開校による収入増の要因もあり、全体として適正に確保され、経営基盤の安定確保に努めている。特に、帰属収支差額も収入超過で推移し、財務の健全性指標である自己資金構成比率、収支係数（帰属収支差額比率）などの主要財務比率の状況も安定しており、大学の教育研究、目的を達成するために必要な財政的基盤を有している。

外部資金の導入については、科学研究費補助金の申請、採択件数や寄附金が低調であり、研究活動の活性化の観点からも、競争的資金の導入・確保に向けた方策を検討し、収入の多様化を図り、更なる財政基盤の確立・強化が求められる。

会計処理は学校法人会計基準に則り、必要な規程を整備して適切に処理され、財務情報についてもホームページなどへ公開し、広く社会に提供し、監査法人による会計監査、監事による監査も適正に行われ、法人の財産及び業務執行に関する監査状況が適切に示されている。

【参考意見】

- ・科学研究費補助金など外部資金の導入が低調であり、各種補助金を獲得するための周知方法、教員評価のあり方や担当部署の整備も含めた全学的な支援組織体制を整備し、競争的資金の導入に向けた努力が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎の面積は設置基準を満たしている。新校舎を建築中のため、運動場が仮設校舎用地となり一時的に使用できなくなっている。体育授業については近隣の施設を借用するなど、実技に支障のないよう工夫している。

図書館は「Jdream」などの医療・看護系データベースや「OPAC」を導入し、情報検索システムの充実を図り、利用者の利便性を踏まえた開館時間延長、土曜日開館を実施している。

情報サービス関係では、平成 17(2005)年度に学内 LAN 敷設完了後、円滑なサービスが行えるようになった。また、平成 20(2008)年度の大学院開設時に、院生向けに情報処理室を増設している。

養護学実践研究を推進するため、平成 21(2009)年度に「養護学実践研究センター」を設立し、研究・実践支援体制を整えている。同センターは教員免許状更新講習の企画・運営にも携わっており、その内容は学生への教育にも反映させるシステムとなっている。

施設設備の保守管理は専門業者に委託し、経常的なメンテナンスを実施している。防火・防災訓練、緊急連絡網の整備、防犯対策など安全性に対する配慮がなされている。

キャンパスアメニティは、新校舎建築計画に際し学生の要望を取入れ、「建設計画委員会」で整備を検討している。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学は教育・研究・社会貢献という大きな目標があるものの、キリスト教系大学としては、全体的に社会への還元・貢献活動が十分とはいえず、公開講座、学外公共施設などを利用した資源活用を図ることが一層求められる。図書館など、施設の開放が限定的である。大学の実習科目以外の授業は、学則の定めるところにより「科目等履修生規程」「聴講生に関する規程」に基づき、学外に開放されている。大学院は招へい講師による授業の一部を専門家を対象に公開している。聖母病院とのユニフィケーション活動は地域社会に定着しており、対象者からも高い評価が得られている。

絵本の読み聞かせ活動の実施は地域に根付いている。「専門家（看護職者）のたまごボランティア」は町内会の協議会などのさまざまな会合に積極的に参加し、看護学生のボランティアニーズを把握、実行策の検討がなされている。また、アメリカのカトリック大学との教育提携がなされ、実績を得ている。

【優れた点】

- ・聖母病院とのユニフィケーション活動として、「聖母ふれあい保健室」「聖母 WAO サロン」は対象の高齢者や初産婦から好評を得ており、評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学に求められる社会的責務を果たすため、寄附行為、学則、就業規則などに社会的機関としての組織倫理が規定されている。必要な組織倫理を確立するための規程、規則を定めた「聖母大学規程集」があり、「学校法人聖母学園聖母大学就業規則」「学校法人聖母学園個人情報保護に関する規程」「研究倫理委員会規程」「聖母大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」「学生懲戒規程」などが整備されている。パワーハラスメント、アカデミックハラスメントに関しての文章化などを今後の課題としているものの、現状では「研究倫理委員会」や理事会が対応している。

危機管理については「学校法人聖母学園聖母大学危機管理規程」を制定し、消防計画に基づく防火訓練が定期的実施され、衛生上のリスク管理も組織的に実施されている。

教育研究成果は、「広報委員会」「学術委員会」「研究科委員会」が対象別に、受験生向け広報、公開講座、「聖母大学紀要」で広報活動を行っている。

